

平成29年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成29年3月9日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山英彦	君
総 務 課	長	清水一男	君
企 画 財 政 課	長	飯塚良一	君
税 務 課	長	石川篤	君
住 民 課	長	岡野寛之	君
福 祉 課	長	石田通夫	君
子 育 て 支 援 課	長	大野敏明	君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		秋山幸子	君
環 境 対 策 課	長	大津善男	君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤武治	君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越直樹	君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一	君
会 計 課	長	菅田哲夫	君
学 校 教 育 課	長	寺田寛	君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 矢 口 敬 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成29年3月9日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者，11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） こんにちは，4番通告，11番五十嵐辰雄でございます。

1番としまして，平成29年に減反廃止による農業経営強化対策について，どのような方針で町は進めているかお伺いします。

米の生産調整（減反）廃止まで残り1年となりました。これまでの歴史の背景を踏まえ，農業・農村をめぐる情勢の変化を生産者はどのように対応してきたかを検証したいと思います。

この減反政策は，40年以上も続いた制度の廃止が円滑に進むかどうか非常に疑問が多い

です。減反制度は1966年に試験的に導入され、1971年から本格的に始まりました。当時の米の政策は旧食糧管理制度のもとであった米余りが顕在化したことに伴い、制度の弊害のほうが大きく逆ざや状況に陥り、食糧管理制度の赤字の増大、そしてこの財政負担を解消するために始まったものでございます。

農業政策の経過をたどると、農協と卸会社が直接取り引きをする自主流通米制度のスタート、現行の米価の下落防止の減反政策は2004年に本格導入されました。国は作付面積を指示しました。減反に協力しない農家へのペナルティー、集落全体で減反に協力体制、未達成集落への補助事業で不利な扱い、一つの例を示せば、農地の農道舗装の補助金の削減、その次は市町村ごとの減反割当面積の達成をしなければ町全体の公共事業に及ぶ政策がありました。この抑制する政策で農家は苦難の道を歩んできました。中間管理機構の創設、それから、戸別所得補償制度、今、農業政策は大きな転換期に差しかかっています。次の点についてお尋ねします。

米価が下がっても耐えられる競争力強化策についてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

米価が下がっても耐えられる競争力強化策についてのご質問でございますが、平成30年産から減反廃止ということではなく、また自由に米をつくれるということでもありません。国による生産数量目標の配分がなくなりますが、国は引き続き需給バランスのとれる数値の情報提供を行うことになっております。その数値を基本に地域農業再生協議会が、これは先月2月28日14時から国、県または関係各種団体代表の方が出席され協議会を持ったところでございますが、この地域農業再生協議会が地域の生産者等と協議しながら、今までどおり生産数量目標を示していくこととなります。

それでは、ご質問の米価が下がっても耐えられる競争力については、国の制度の活用や生産コストの削減、省力化技術などの情報提供に努め、規模拡大等を図る経営体には、必要な施設整備を支援してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） ただいまの町長の答弁を伺いますと、非常に簡潔でわかりやすく説明がありました。農業政策も来年度から大きく変わります。今期定例会にも大分農業法案が6本ぐらい出されます。まだまだ国のほうでは、来年の平成30年度の米の生産についての見通しがまだ正確には立っておりません。確かに減反政策というのは大きな転換期を迎えております。町当局でも、以前にある地区で達成できなかったもので、公共事業、ある地区の農道舗装、あと道路舗装についてもいろいろ補助金等の削減がありました。確かに苦難の道がありました。今は国のほうでも締めつけとか、いじめなどは余りやらな

いんですけれども、前は相当ないじめがありました。

そこで、町長はグローバルな国の方針によって農業政策を展開するとなっております。参考までに、専門的な国の方針の政策を申し上げます。

今の農政は国の方針で大きく変わります。農林水産省では平成28年11月に発表した農業競争力強化プロジェクト、それから、茨城県の茨城農業改革大綱、これは2016年から2020年までの5年間です。これは平成28年3月に策定しまして約1年を経過しました。これをベースに、町当局も国や県の動向を的確に把握しまして適切な農業政策の推進を願っております。

平成30年から減反政策は余り変わらないという話ですけれども、今の農業の再生協議会、これについて具体的にわかれば、現在のわかる範囲で町長のご答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、再生協議会のことということでございますが、再生協議会は町の執行部、それから、国、県、J A、生産者、この方々が集まっていたいて、利根町における水田、これをどういうふうにしていくのかというところを決めていただく機関になっております。

平成30年以降も国のほうから需給調整の状況の情報をいただきながら、町のほうの再生協議会が、じゃあどの水田にはどういう作物を作付けるんだというところをビジョンとして決めていくというところで協議会のほうの仕事がございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そこで、きのう出ましたけれども、大まかに国や県の協議会のメンバーですが、どの辺の国や県の地位と立場の方が参加していますか。あと、J Aについても、農協改革で今度あらまし民営化になりますね。農協も独自に運営しますので、そう強い指導力は期待できないんですけれども、その辺の範囲をもう少し具体的に、何しろ生産についても4月から種をまいて、この下旬から作付をやるわけですから、相当農家の方は毎日、毎日心配しています。その辺もう少しお願いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 再生協議会の参加者の詳しい情報ということですが、まず国の関係では関東農政局茨城県拠点総括農政業務管理官、また、関東農政局茨城県拠点農政推進官、このお二方に参加をしていただいております。また、県におきましては県南農林事務所農業振興課長、それから、つくば地域農業改良普及センターの第二課長、それから、農協につきましては、竜ヶ崎市農業協同組合利根支店長及びわかくさ支店長、それから、茨城県みなみ農業共済組合の組合長理事、それから、豊田新利根土地改良区総務課長、それから、民間の商系の方ですけれども、この商系集荷業者が2件、それと先ほど言いました町内の農業者の方、それと利根町農業委員会会長、これらの方が構成メンバーとなっております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、次、2番にまいります。

転作助成について、今、国のほうでは飼料米の生産のことをやっておりますので、2番については、転作の一番利根町に適した米にかわる作物は飼料用米でございますが、これについての推進の方針についてお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

転作助成金の有利な飼料用米の推進は、どのように推進するのかというご質問でございますが、これも2月28日の地域農業再生協議会で生産者のほうから質疑が出たところでございます。

現在の当町における飼料用米の作付は、大規模農家が取引業者と直接契約し、フレコンバッグで出荷をしております。今後の推進につきましては、現在、取り組んでいない生産者に対し、飼料用米を作付することによる有効性についてのPR活動等を通して作付拡大を図っていきたくと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 飼料用米については、国のほうでも去年9月に農林水産省では飼料用米生産コストの低減マニュアルという冊子を発行しました。こういったものを参考にしてつくったほうがいいと思うのです。

それで、この飼料用米というのはどのくらいの生産性があるかどうか。補助金でも新聞報道では1,000平米、1反歩で10万5,000円ということが出ていますけど、実際の飼料用米の生産性についての数値を示して、もしできればお答えください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 飼料用米の生産性ということでございますけれども、飼料用米につきましては、国の転作戦略作物助成ということで収量に応じて5万5,000円から10万5,000円になります。また、これは量をとって幾らということでございますが、今現在、国のほうで示されている金額といたしましては、標準反収531キログラムで8万円の助成金が受けられると、1キログラム増すごとに167円が加算されますので、マックスの10万5,000円を助成金としていただく場合には681キログラムの10アール当たりの収量を出荷いたしますと10万5,000円。

ではとれなかった場合はということですが、最低5万5,000円という単価なんですけれども、これは381キログラムしか出荷していない場合は5万5,000円ですという助成金です。ですから、飼料用米の何が有利かと言うと、多収性品種という品種がございまして、通常の主食米よりはかなり収量の上る品種がございまして、そういう品種を使って飼料用米に取り組みますと、この10万5,000円が助成されるということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 再度質問しますけれども、一般の農家の方が国の政策がなかなか理解できないんですね。だから、もっとわかりやすい冊子でもつくって農家のほうに渡したほうがいいと思うのです。確かに多品種開発のコスト削減とかありますけれども、国の政策としては、先ほど申しましたけれども、農林水産省の飼料用米生産コスト低減マニュアルというのがあるんですね。これはA4判で約45ページあるんです。課長もお目通しは願っていると思うのですけれども、これは北海道から沖縄まで全国的な取り組みなんです。これをもとに利根町として立地条件に合ったような飼料用米の生産マニュアルみたいなものをつくって、農家の方に渡したほうがいいと思うのです。

そこで、町のほうでは都市計画とか民生関係の冊子はよくつくっていますけど、農業関係とか商工業関係の冊子とか何かは余り配布していないようなんですが、今回、大きな農政転換を見据えて経済課で、農業関係の利根町の立地条件に合ったような政策、対策を何をしたらいいかとか、そういう明らかな方針というものを示したほうがいいと思うのです。皆さん相当今、頑張っています。

それから、食用米の生産と飼料用米の生産の生産設備についての農業投資、これも若干の違いがあるとは思いますが、例えば、食用米をつくる場合の農業設備の投資と、飼料用米の投資とはどのくらいの差があるのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 主食用米と飼料用米の設備投資にどのくらいの差があるかということなんですが、小さい農家でやっている場合であれば、小さい農家はどうしても30キロの袋で出荷しておりますので、そこで飼料用米を取り組みたいということになると、先ほど町長からもおっしゃいましたようにフレコンバッグということで、1トンぐらいの量の入るフレコンに種子を詰めて出荷するようになりますので、まずフォークリフトと、あとは台貫、はかりですね、1トンはかれるはかり、こういうものの設備が必要になりますので、変わるとすればその辺の設備がふえるということかと思えます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 幾ら経済課で飼料用米を奨励しても、そういった現状、確かに30キログラムの袋詰めでは相当労力がかかりますけど、フレコンで1トンでやった場合、これが本当に大規模経営ですね。こういった設備を集約してやらないと、補助金でも出さないとなかなか設備投資できないので、農業関係は稼働日数も少ないし、ですから、こういったもののきめ細かな農業政策も必要と思うのです。

この点についての考え方、それから、課長、こういったことを現実に合ったようなマニュアルとか政策指針、これを作成して皆さんに配布するようなお考えはないでしょうか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 最初のご質問の設備投資のほうへの策

が何かあるかということなんですけど、きのうもお話したように、利根町はがんばる農業者応援事業がございますので、そちらのほうで何とか支援をしたいと考えております。

なかなか小さい農家ですと、国の助成を受けるのにはかなり基準が厳しく、なかなか取り組めないという状況がございますので、そういう農家の方については、町の単独事業で助成ができればと考えております。

また、飼料用米に限らずマニュアルを今後つくるのかということなんですけれども、とりあえず現在、飼料用米については、つくばの普及センターのご協力を得ながら、多収にするのにはどうしたら多収になるのかというところを、去年から平成28年、農家のほうにも協力をいただいて、今、試験に入っております。

その辺の結果が出ましたならば、利根町としてこういうつくり方をすると収量がふえるというところでのマニュアルの作成はしたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） つくばのセンターもいいんですけど、やはり時代は毎日、毎日進行しています。平成29年度も4月から作付開始なんだよね、今から研究してやっっては、今現在ある、これは生産というのは前向きにやっておりますのでストップはできないんですよ。先ほど言いましたけれども、農林水産省では去年9月に飼料用米生産コスト低減マニュアルをつくったんですね。これは北海道から沖縄まで全国的なものです。ですから、これに利根町の立地条件に合ったような、将来の開発は別にして現状をよく認識して、簡単なもので結構ですけれども、つくるという意気込みはないでしょうか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） マニュアルの作成については、先ほど議員おっしゃった、このマニュアルの中にございまして、まず多収納達成、それから、栽培の合理化、それから、規模拡大というところで3章構成でできたマニュアルでございます。このマニュアルの中で、利根町で取り組めるのはどういうところかなと見ていきますと、今幾つかあろうかと思っておりますので、その辺は生産者のほうへの情報提供としてまとめて出したいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 予算審査特別委員会もありましたけれども、平成29年度も予算編成が終わって議決に運ぶわけですから、補正でもいいから果敢に前向きにやらないと、なかなか農業政策は後退しちゃいますね。ですから、多収生産じゃないけれども、開発途上であっても現状を見据えた政策をやらないと、なかなか将来性がないと思うのです。

確かに今課長がおっしゃるように、マニュアルは北海道から九州まで全国的に画一的なマニュアルなんです。全部ここに書いてありますよ、いろいろなこと、これをピックアップして関東地方とか近畿とか何か、あと利根町の現状を認識して、経済課のほうにはベテランの職員がたくさんいますので、真剣に県とか農協の指導をいただきながら利根町に

合ったようなマニュアルを早急につくらないと、今、田植えをやったって秋には収穫ですから、前進するのみで、もう一度、課長の考えをお伺いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 確かに来年の作については、既に種籾も準備され、どういう作物をつくるかというのは既に農家のほうは決まっているということで進んでいます。そういう状況の中で利根町としても何とか飼料用米に取り組んでいる農家には、最大限の情報を提供するというので取り組みたいと思います。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、次にまいります。3番ですが、減反による休耕農地の補助、これが相当荒れ放題のところもありますが、これの地力の回復についての町当局の考えですが、それをお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、減反実施による休耕農地の地力回復を図ることは大切であると考えております。

しかしながら、休耕農地の多くは面積が小さく、形状が悪いなど作業効率が悪いので耕作されず、担い手農家にも引き受けていただけないという現状があります。これらの現状を改善するためには、基盤整備事業を進め、つくりやすい農地にすることが先決であろうと考えておまして、議員ご承知のとおり、今、北部地区の157ヘクタールの第4期工事も最終を迎えておりますし、西部地区の約240ヘクタール、これも96.9%の仮同意をいただいたということで、これも今後進めていく予定でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 確かに休耕農地も水が入らないとか、地形が悪いとか、そういう、悪く言えば谷津田ですね、これはどうしようもないところがたくさんあると思うのですが、これも基盤整備してやれば何とか農地に復元できると思うのです。

予算審査特別委員会で経済課の説明によりますと、1,300ヘクタールを調査した結果、休耕田についての調査は昨年6月から9月にかけて調査をしたと。調査した委員は農業委員、推進委員、経済課で調査したと。耕作放棄地35.9ヘクタール、これについては意向調査をしたと、165名から回答がありました。その中の半数は中間管理機構に貸し付けをすると、こういう状況の結果でございます。中間管理機構に貸し付けをすれば、一応休耕田ではないという見込みをしますけれども、実際に中間管理機構の貸し付け状況で、貸し付けをしても借り手がなければ、帳簿上の貸し付けしましたじゃないけれども、実際にせっかく農業委員会法も変わって、今度は農業委員と農地利用最適化推進委員、こういった二重的に今度はやりますので、きめ細かな農業の政策ができると思うのです。

現在、35.9ヘクタールについて調査して、一部は、半数くらいは中間管理機構に貸し付

けしたということですが、現在の状況がもしわかればお示してください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

耕作放棄地の先ほどの35.9ヘクタール、これがどうなっているのかということですが、
ども、現在も耕作放棄地のまま残っております。

意向調査は土地の所有者の方に、その休耕地を先々どうするんだというところでの意向
を調査したものでありまして、50%の方が中間管理機構に貸したいという意向があったと。
先ほど議員がおっしゃったように、土地の条件が悪いと機構のほうも借りていただけない
状況でございますので、今後その耕作放棄地がどうなるということになると、今のままに
なるか、あとは農業委員会のほうで何とかきれいに管理してくださいねというところでお
願いをしておりますので、その中で改善される農地も幾らかはあろうかと思いますが、た
だ根本的な解決にはなかなか至らないという状況でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、次の2番のほうにまいります。農業競争力強化プ
ログラムの取り組みについてお尋ねします。

政府の農林水産業・地域の活力創造本部が平成28年11月にまとめた農業競争力強化プ
ログラムに、農業の改革方針が示されております。この方針では、食料・農業・農村基本計
画に掲げた飼料用米の生産努力目標の確実な達成に向けて種々提言されております。

飼料用米の生産コスト低減策を取りまとめた飼料用米生産コスト低減マニュアルの概要、
これは先ほど大越課長ほうから答弁をいただきました。そこで、先ほど町長が答弁しまし
たけれども、需要に応じた利根町の米の生産ですが、これは食用米と飼料用米も含めて需
要に応じた主食用米生産と飼料用米生産のバランス、これをどうそのバランスをとりなが
ら軌道に乗せるか、そこで、今、大越経済課長がおっしゃいましたように、飼料米は生産
コストがかかるわけです。袋詰めの問題とか、フォークリフトを買うとか、1トンのフレ
コンに詰めるとかありますけど、独自の補助制度、これも考えないと小規模農家はなか
なかやっていけないと思うのです。これについての町長のお考えをお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） その前に飼料用米の生産コスト低減マニュアルの概要というこ
とで、国の方針を少し述べさせていただきます。

国の方針では、米の消費の減少が今後とも見込まれることから、飼料用米等の生産拡大
を推進することとし、その目標は平成37年度までに110万トンとされたところでございま
す。

こうしたことから、飼料用米の低コスト生産の取り組みを推進するため、飼料用米生産
者の具体的な参考となるよう、多収の実現や低減技術の導入、規模拡大を柱に取りまとめ
たマニュアルとなっていると、このことについては先ほど大越担当課長から話されたとお

りであります。

需要に応じた食用米生産と飼料用米生産をどのように軌道に乗せるか、利根町として独自の補助金など上乗せ措置の考えはということでございますが、主食用米の生産については、国からの情報提供を踏まえ、販売実績等も分析し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づき需要に応じた生産を推進してまいりたいと考えております。

飼料用米の生産については、大規模農家による多収品種導入と飼料用米取り組み面積の増加により、また小規模農家については、飼料用米生産による有効性についてのPR活動を軸に飼料用米取り組み農家数の増加を目指していきたいと考えております。

利根町独自の補助金については、利根町生産調整達成者奨励補助金や、利根町がんばる農業者支援事業を活用し、経営拡大等を進める経営体を支援してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 予算の関係でけれども、転作奨励金ですね、これは野菜については反当4,000円とか、あと飼料用米が5,000円、加工米が1万2,000円、認定農業者加算金が2,000円とかありますけれども、飼料用米をつくった場合には国や県の補助金、助成金のほかに60キログラム当たり5,000円という加算金が町独自で各農家に直接支給されるかどうか、その点、ちょっと説明をお願いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 飼料用米をつくったときの10アール5,000円、これが独自に支払われるかということですが、これは町独自の予算で計上してございますので、これは国とか県の助成金とは別に、町が単独でお支払いする補助金となっております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 確かに飼料用米しか、これから米の余剰生産ですから、利根町の農業としては転作するのはいいけれども、麦とか小麦、大豆は圃場に合わないんですね。ですから、飼料用米をつくる以外は方法ないと思うのですが、これから研究して多品種を開発しても、なかなか時間がかかるんですね。ですから積極的に取り組んで、補助金政策もいいんですけれども、やはりうまくつくるように、よく相談会でもやってやらないとなかなか厳しいと思うのです。

それから、以前は生産調整をやらないと公共事業までペナルティーがあったんですね。例えば、起債の発行の制限とか、補助事業、特に農業関係の水路整備とか農道舗装とか全てがあったんですけれども、今はそれがないのでその点はいいと思うのですが、これからももっと力を入れてやらないと、利根町の農業もだんだん衰退しちゃいますので、ひとつ強力で町を挙げて、経済課長を中心に、エンジンがうまく回転するようによろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

- 議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 1 分休憩

午後 1 時 5 5 分開議

- 議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
5 番通告者， 2 番新井滄吉議員。

〔 2 番新井滄吉君登壇〕

- 2 番（新井滄吉君） 2 番新井です。

私は、まず 1 番目の質問は 12 月議会の直前で撤回された特別職報酬改定案、この問題についてお聞きしたいと思います。

12 月では議会運営委員会にかかったにもかかわらず直前で撤回された。報酬審議会が 6 月から 3 回、6 月 20 日、7 月 4 日、7 月 21 日と 3 回開催されて答申案が出されました。その答申案を私も文書開示をしてもらって読んだんですけども、大変勉強になりました。結構真剣に検討されていた。私も気づかなかったことがいっぱい書いてありました。12 月議会では直前の議案撤回なので紛糾しました。町民の中にも何かすっきりしないという声がありました。私も大変疑問が残ったので、まず以下の 5 点について伺います。

1 点目は、この案件はそもそもどなたから発議されたのか。

- 1 番（石井公一郎君） 議会から発議したんだよ、議会。

- 2 番（新井滄吉君） えっ。

- 1 番（石井公一郎君） 議会でしたんだよ、当然。

- 2 番（新井滄吉君） ああ、そうですか。

- 議長（井原正光君） やり取りはやらないでください。

どうぞ、続けてください。

- 2 番（新井滄吉君） 2 点目、審議会の人選は、どなたがどのような基準で選んだのでしょうか。

3 点目は、第 2 回審議会に配付された特別職報酬等の額の改定に対する考え方についていろいろ書いておりましたけれども、どなたが作成されたのでしょうか。

4 点目、最終審議会は 7 月 21 日でしたけれども、答申の日付が 8 月 2 日になっています。これは、ずれているというのはどういうことなのでしょうか。

5 点目、9 列 22 行のアスタリスク、ここに書いてある町村長、副村長、茨城県の 12 町村の教育長、議長、副議長、議員、人口とかいろいろ書いてある、報酬の最高とか最低とか平均とか書いてあったんです。これはどなたが作成したのかお聞きしたいと思います。

時間の関係ですと行きます。

(2)として地方税との町村長の割合表というのがあるんですね。それは、利根町は町民が1人当たり8万2,000円、茨城の町村の中では一番低いんですね。ということは、利根町が一番稼いでいない町民なんですね。そういう中で工業用水も利根町にはないと、だから大きな工場を誘致することはできない。ですから、利根町の皆さんが稼ぎをアップするにどうしたらいいのか。

こういう議論を何人かと話をしたら、利根町は内職を活発にしたら年配者でも稼げると、だから冗談のように内職の町にしようという話も出ました。予算委員会の特別委員会の中でも、利根町をどう所得アップしていくのかという話が出たけれども、それは税務課のほうは、私たちはしっかり取るということが任務であって、アップするというのは任務ではないという話であったんですけども、この場所は議会ですから、今話題になっている日本老年学会では、高齢者を65歳から75歳にアップして定義を変更しようと。この提言が年金減らしの布石ではないか、そういう話題があるんですけども、そういうあれは高齢者の定義を変えるに応じて年金減らしにつなげるのではなくて、利根町では高齢者でも稼げる町、そういうようにしていくほうがいいんじゃないか。特別職のアップより、まずは町民の所得アップ、それで議会も行政も頑張る必要があるのではないかと、そういう議論が出ました。

私もそのとおりだと思います。この辺を行政はどのようにお考えかということです。

大きな(3)は、6月から2カ月に3回開催をして、7月に終わって、8月2日の答申になって12月議会寸前に撤回、これがどうも私にはわからないんです。その辺の理由を議会にも町民にもよく理解できるようにご説明をお願いしたいと思います。

以下は自席で行います。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、新井滄吉議員のご質問にお答えをいたします。

この案件は、誰から発議されたのかとのことではありますが、議員報酬の引き上げについては議員を代表して井原議長より申し出があったことから、私や教育長の給料月額についても、これまで議員報酬以上に減額していましたので、現在の県内町村の状況を調べました。そうしたところ、下位に位置づけられていましたので、あわせて見直しを行っていただくため、私が審議会への諮問を決定したところでございます。

ちなみに、議員の報酬をアッパーから申しますと、16%強、町長・教育長は32%強、下がっております。

審議会の人選は、誰がどのような基準で選任したかとのことではございますが、委員の人選は私が行っております。

また、どのような基準で選任したかとのことではございますが、審議会条例には委員は利

根町の区域内の公共的団体等の代表者，そのほか住民のうちから必要の都度，町長が委嘱すると規定されているほか，明確な基準はございません。

委員の人選の権限は私の権限でありますので，最終的には私の裁量で人選を行いました。

③第2回審議会に配付された特別職報酬から4，5については，担当課長から答弁をさせます。

次の特別報酬アップの前に町民の所得拡大のために行政も議会もさらなる努力をしなければならないと思うが，この点での行政の考えはということにお答えをいたします。

利根町の場合ですが，市街化近郊の無秩序な市街地化を防止するために，市街地の整備と緑地の保全を計画的に行う必要がある地域として国から近郊整備地帯として指定を受けており，首都圏から近いためどうしても線引きしなくてはいけない地域ということで，市街化調整区域と市街化区域の線引きがされております。こうしたことで，町には大きな企業誘致の土地がないという状況で，また，かなりの縛りがあるということで，企業誘致の努力はしておりますが，企業が来られないというのが実情でございます。

こうした状況の中，現在，平成27年度に策定した地方版総合戦略，利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「働くを応援する“TONE”プロジェクト」を指導しております。この計画に基づき，農業や商工に着目したさまざまな支援と町内の雇用創出のため，町内における事務所や企業を紹介する情報や，雇用情報の提供に努めているところでありますが，今後もこの基本的な方向性を重要視しながら，町の活性化に努めていくことで，住民の所得拡大の基盤を築き上げることができればと，そのように考えております。

それと，12月議会寸前に撤回した理由とのことでございますが，これは12月議会にも説明したと思うのですけれども，12月5日付で通知しました理由書のとおりでございますが，その理由は，その当時ですが，平成29年度の予算編成を進めている中で児童福祉法等の改正により新たに社会福祉士や保健師の募集を行い採用しなければならないと，また再任用職員の任用の増加等によりまして，今後の人件費の見通しが不透明となったことから，議案の提案を見送ることにしたものでございます。

この特別職報酬等審議委員会の答申につきましては，何カ月とか何年とか，そういう期限はございませんので，今後もし議員の報酬等を上げる場合には，その答申を重要視して行いたいと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 補足して説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それでは，③番になります第2回審議会に配付された特別報酬等の額の改定に対する考え方は誰が作成したかとのことでございますけれども，その資料は審議会の事務局である総務課が作成したものでございます。

この資料は審議会に事務局改正案として提案するに当たり，事務局の考え方をまとめたものでありまして，第2回審議会の中で委員の中から，職責や行政改革の取り組み，また

は財政状況などの意見が出ましたので、その意見に対して、あらかじめ作成しておいた資料をお配りして説明したものでございます。

答申は7月の最終審議会に提出されたようだが、日付が8月2日になっているのはどういう理由なのかというご質問でございますけれども、まず、第3回の審議会は7月21日に開催しております。その会議が最終回となりました。

会議録にも記載されておりますが、委員からの発言により文章の長さや文章の言い回しの多さ、接続詞の使い方など、内容を変えない範囲での修正が必要とのご意見がありましたので、会議の中で修正を行いました。最後に全体を通じ、文言等の修正、内容が変わらない範囲が修正ということで再度会議を開催せず、後で会長が代表して答申書の内容を確認し、それをもって町長への答申を行うという結論で、各委員が了承したものでございます。

そこで事務局で文言等の修正を行った後に、会長との日程調整を行いまして、最終的な再修正の答申文の確認を得ました。その会長の確認された日付が7月28日となります。その後、会長が町長に答申書を提出するに当たり、町長の日程調整を行い、8月2日に会長から町長に提出していただいたものでございます。

最後の⑤番、茨城県12町村の状況を記載し作成したのは誰かとのことでございますけれども、こちらも事務局である総務課が作成したもので、その資料の内容としましては、県町村会で作成された資料をもとに、関係町村にメールにて照会し、その回答データをもとに集計したものでございます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 資料1、これには教育長は太子町45万円とあるんですけども、この辺は間違いはないですか。この資料1を作成した担当者はどなたか。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今ご説明しましたように、審議会の事務局である総務課が各町村に照会しまして資料を作成したものでございます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） これが難しいところなんですけれども、太子町は支給額、教育長45万円とあるんですね。利根町ではそのときは46万8,900円、まだ最低ではないんですね。これはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今、新井滄吉議員が手元に資料を持っていると思いますけれども、その資料によりますと、太子町は50万円、あくまでも条例で定める額としております。で比較したものでございます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） じゃあこの支給額45万円というのは、ミスだということ。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 資料の話になりますけれども、その左隣に減額率というのがありますよね。これは平成19年4月1日から当分の間、条例額は50万円であるけれども、当分の間、決めて45万円に減額しているということでございます。

利根町が比較しましたのは、あくまでも条例で定めた額で比較をしました。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） じゃあ当分の間というのは、減額はいつまでですか、もしわかっていたら。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） これは太子町の条例で当分の間と示してありますで、その期間はわかりません。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 私もちよっと時間がないので、きょう確認できなかったんですけども、支給額45万円と書いてあるんですね、条例は50万円となっているけれども、平成19年4月1日から当分の間は45万円ということですよ、その辺をちよっと、私もきょう確認しなかったからあれですけども、これを見ると45万円というのは最低ではないですよ。条例でも当分の間は10%減で45万円だと。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員、それは太子町の件なので、当町で議論していてもわかりません。自分で調査してください。

○2番（新井滄吉君） 太子町に聞けば一番いいんでしょうけど、ただ、答申書にもこういうふうに、利根町町長最低、教育長最低、議員最低という考え方についてがあるんですね。この辺が私もようわからん。この辺は議会が終わってもいいですから、再度確認をお願いします。

一番問題は、町民税が最低なんですね。ここを上げないで特別職だけ上げるというのは、町民の中にはなかなか納得感が出ないと思うのです。それは審議会でもそういう話が出ていますね。

一気に上げるというのはどうかと、その辺はもう1回、お答えをお願いします。

○議長（井原正光君） どなたに質問しますか。

○2番（新井滄吉君） 町長でしょうね。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

条例上で比較しましたので、利根町は町長、教育長、これは県下一番最低、町村で、ですよ、市は入っていませんから、それで利根町の議員の場合は最低ではないですけども、下位にいるということで、それで特別報酬審議委員会でのような結論を出したものと、私たちは考えております。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） これは質問の場ですから、議論の場ではないのでこれ以上はやめます。

この辺は減額率が今適用されているのか、いないのかはお調べいただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 一つの例を挙げると、今回の大子町の教育長の場合は、時限立法でこれは当分の間と言っても1年1年議会の承認をもらわなくてはならない。利根町の場合は時限立法ではありませんので、町長は幾ら、教育長は幾ら、議員は幾らと決定してしまいますので、そういう条例設定になっていますので、例えば、利根町の場合も条例金額町長は幾らと書いておいて、それで時限立法で下げることは可能です。ただ、利根町の場合はそういう条例設定にはなっていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） では、この辺がはっきりしないので質問の次に行きます。

竜ヶ崎卸売市場の問題の、これも文書開示請求をしたんですけれども、びっくりしたのは、いろいろ真っ黒な、戦前の教科書の黒塗りの教科書を見るような感じがしました。また脱線しそうなので読み上げていきます。

（1）県南流通センター設立のため定款が1972年9月27日に作成されてから、利根町行政からこの県南流通センター株式会社の株主総会に参加したことがある利根町職員で、現在ご存命の方を教えてください。

質問を全部やっちゃいますから。

（2）株主総会議事録を作成して、本店で10年間保存、営業時間内に閲覧・謄写に供する義務があるんですね。議会議事録は、総会議事録は作成されているのでしょうか、伺います。

（3）定款3条には配当金を毎決算期、現在の株主に払うとなっております。会社取締役は定款の遵守義務があるんですけれども、この点について、定款にそういうふう書いてあるにもかかわらず、配当は全くされてこなかったようなんですね。その遵守義務があると思うのですけれども、この辺を利根町としてはどうお考えかお伺いします。

（4）これは本当にびっくりしたんですけれども、開示文書が黒塗り、個人情報とは関係ないところが塗られているんですね。これは利根町行政としてはどう捉えているのか。

例えば、現金預金、これは簿記をやっている人ならばたっと合わなきゃならないんですね。それが消されている、そして現金預金の通帳はどこに納めているか、それも真っ黒。これじゃ自分たちが帳簿書類を否定したようなものですよ、否定したようなもの。こういう開示は、これは利根町がやったんじゃないと言えば、そうだけど、この辺は万が一利根町が黒塗りをする場合は、どういう考え方で黒塗りをするか、あるいは開示文書にどうい

う考えがあるのか教えてください。

それから、(5) 県南流通センター臨時取締役会、平成26年8月1日、卸売市場の廃止を承認したんですね。8月17日に廃止許可申請を茨城県知事に出した。ところが、これが不備だということで却下。市場廃止によって一般消費者、関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、これを認めないということですね。これがネックだと考えたのか、県南流通センターは、2016年11月25日、年末に近い、関係事業者の買受人、テナントの承認取り消しを一方的に通知したんです。私も会合に出ているからわかるんですけども、存続させてほしいと、今の大きな場所は要らないけれども、存続させてほしいというのが買受人の希望でしたね。そしてテナントは1社残っていて一生懸命存続に頑張っていたんですね。それを無視して、乱暴な行為だと思うんですけども、免許剥奪ということで、希望はどういう状況にあるのかは知っているにもかかわらず、私も会合にずっと出ているから気持ちはわかるんですよ、存続の希望だったんですね。それを全く無視して強引に免許剥奪と、こういう行為に対しては利根町はどのようにお考えかと。

それから、(6) 2015年10月30日、県南流通センターの構成市町村の打ち合わせが開催されたんですね。ここで市場廃止、県南流通センターの解散の説明があったんですね。2015年ですよ、我々が知ったのは2016年12月議会の途中ですよ。新聞報道で出るようになってからですね、このなぜ1年間も全く議会には知らせないで来たのか、どういう考えなのかお尋ねします。

それから、(7) 監査役、県南流通センターの監査役が去年12月25日に辞任していますね。しています、しているんですよ、ところが2016年の決算報告書は監査されないの、43期の総会が開かれていないのか、あるいは開かれたのか、その辺をお尋ねします。

(8) 2016年11月、県南流通センターはテナントがまだいるんですね。トイレの水がストップなんです。私も知らないから、県南水道局に行って、あそこに水は通っていないのかと、そしたら井戸水を使っていると、配管はそばまで行っているけれども、入り口でストップなんです。中は井戸水を使っているから、何でトイレの水がとまっているのか、そうです、井戸水です。私ものぞいてびっくりですよ、うんちがたまっちゃって流れていないです。まあひどいですね。それを11月、12月、1月、2月、今なお嫌がらせを受けているんですね。

私も何とかしようと思ったけど、事務所にはいない、理事長の龍ヶ崎市長は忙しい、龍ヶ崎市に行って農業担当のところに行くんだけど、市長に面会は、とてもじゃないけど年末で忙しくてできない。どうやら配管漏えいをしているという理由を立てて、ポンプも修理をしないんですね。だから、残っているテナントは、朝出てきてトイレに毎回家に帰るといふ非常に不便なことをやって、出荷者が、持ってくる人が今でもいるんですね、あるいはお客さんもいる、だからそういう人たちがトイレを使えないんです。これで私も時間がないので、自分で配管漏えいチェックできないので、この辺はここに書いたように、こ

の辺の真相を教えてください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、お答えをいたしたいと思えます。

まず、一つ目の株主総会に参加したことがある利根町職員で、現在ご存命の方はとのご質問ですが、株主総会の招集は株主宛に通知があり町長が出席いたしますが、都合により代理出席となることがあります。その際は主幹課の課長等が出席しておりますので、現在、利根町職員で存命の方となると4名おります。

次に2番目です。総会議事録は作成されているかのご質問ですが、総会議事録については株式会社は会社法第318条の規定によりまして株主総会が開催されたときは、議事の経過及び結果を記録した議事録を作成するとなっていることから、作成されているものと思っております。

次に、3番ですが、取締役には定款の遵守義務があると思うのですが、この点についてとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、会社の定款に規定されていることについては遵守義務が生じるものと考えます。

また、会社法の中でも忠実義務ということで取締役は法令及び定款、並びに株主総会の議決を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならないと規定されておりますところでは。

次に、4番目、個人情報とは関係ない部分も非公開にしている部分について、利根町行政としてどう捉えているかとの質問ですが、非開示部分につきましては、龍ヶ崎市情報公開条例に基づき判断されているものと考えます。

この条例の第9条に七つの非開示情報が定められております。その中には個人情報もありますが、そのほかにもございます。主なものといたしましては、まず法人などに関する情報、それから、事務事業の構成または適正な執行に著しい支障が生じるおそれのある情報、それから、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものなどがございます。

そういうものをもとに龍ヶ崎市が判断し、黒塗りをしたものであると考えております。

また、町の非開示情報の基本的な考え方というご質問ですが、利根町においても、利根町情報公開条例第7条に非開示情報が定められておりますので、この条例に基づき開示、非開示の判断を行っているところでございます。

続きまして、5番目です。市場廃止に向けた行政手続についてのご質問ですが、卸売市場法及び茨城県卸売市場条例の規定に沿った地方卸売市場の廃止について、茨城県知事宛に申請をし、これは平成28年12月6日付で申請を行っておりまして、平成28年12月9日付で許可が出ておりますことから、必要な手続がなされたものと考えております。

続きまして、6番、なぜ議会側には1年間も説明しなかったのかとのご質問ですが、平成27年10月の段階では議会に報告できるまでの状況になっていなかった。これらのことから、平成28年9月になったものでございます。

これは龍ヶ崎市を含め構成市町村で足並みをそろえ、時期は1年おくれたということでございます。

続きまして、7番目の監査委員辞職についてのご質問ですが、監査委員は守谷市長でございましたので、守谷市長の任期満了をもって辞任したものでございます。ちなみに、守谷市長の辞職が平成28年11月29日に辞職をしております。守谷市長選挙が平成28年11月20日と、現在は守谷市長が監査委員に任命されているところでございます。

また、総会について開くのかということですが、今後開催される予定とのことでございます。

最後に、ポンプ修理を拒んでいるのかとのご質問なんですけど、ポンプ修理と配管修理について、龍ヶ崎市のほうで見積もりをとったところ、かなり多額の費用がかかるということから、現在、修理の予定が立っていないということでございます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 定款3条には、配当金を出すと、この配当された記憶はありますか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 龍ヶ崎市のほうに確認したところ、出ていないという回答でございました。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） なら、役員の任務を果たしていないんですね。

それから、総会議事録、これが私も龍ヶ崎市に直接文書開示請求をお願いしたんですけども、利根町に渡すからということで利根町を通して開示請求をしたんですけども、載っていないですね。総会の議事録がない、見たことありますか。開示請求しても出てこないということは、私はつくっていなかったと考えるんですけど、その辺はどうですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 議事録につきましては、龍ヶ崎市の事務局のほうにはあるということで、利根町のほうとして、株主として議事録を請求していただくということをしていないので、今は利根町のほうには議事録はございません。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） じゃあ、そのお願いをしたら議事録が出てくるということですね。出てくるんだったら、ぜひ利根町としては開示請求をお願いします。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） この議事録について、開示請求できる

のが株主または債権者となっておりますので、それ以外には出すということはありません。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） その辺は、私は株主でもない、債権者でもない、だから私にはできないんですね。けど町はできるんですね、株主だから、町の税金でやっているんだから、その辺はお願いしますよ。

開示をしてもらって、どういう総会をやってきたのか、私がちらっと見たのは、あれは総会議事録というよりは、総会が終わったら記念品を渡して帰すとか、そんなあれですね。だから全然議事録と関係ない、総会でどういう討論がなされたかという議事内容ではないんですよ。総会に出席したあれに記念品を渡す、そんなことが書いてある。

ちょっとどうかなと思ったんですけどね、正直、真面目に役員がやってきたのかというふうに、そのあれを見て私は疑問を感じますね。それも開示された文書の中にありますよね、私も見ましたから。総会の参加者には記念品を持たせて帰らせる、ああいうあれは真面目だと思います。私はとんでもない、何と言うか、真面目に卸売市場を何とかしようというあれじゃなくて、参加した株主に記念品でもやっておけばいいだろうというような、そんな態度に見えたんですけど、その辺はどうですか。

記念品、もらってきただけ。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 今、議員がおっしゃっている文書に関しては、会議の進め方のカンペということですよ。議事録ではございませんので、ただ事務局がどういうふうに進めるかの資料ということでございますので、それがふざけているかどうかは、私にはちょっとわかりませんが、それは議事進行上の資料と思っています。

それから、先ほどの株主総会の議事録、これを町がとってきて、それを開示してというお話かと思うのですが、議事録については公開できませんので、私どもがとつても、そこどまりです。ですから、そこからまた開示ということはないので。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） じゃあ、それはそういう考え方だったら議論になっちゃうけど、第三セクターでやったら直接利害が関係ない人、町民など情報どうやってもいいという、情報はストップ、それは余り第三セクターとしての町の責任ある立場としては、金額が30万円だから少ないと言えは少ないけれども、でも責任をちゃんと果たすという意味では余りよろしい態度ではないんじゃないですか、これは議論になるから質問はあれですけど、その辺を再度聞きます。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 株主以外の方に議事録を見せるという

ことに関しては、第三セクターであろうと、一般の会社の株式会社も、議事録を全然関係ない人に公開するという事ではないと思うので、会社法にのっとった議事録公開ということになろうかと思えます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 株主総会が終わったら議事録を作成して一般公開するんですよ。ここの株主になりたいと思う人間はいるんですよ、開示するんですよ、その辺はどうですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） この開示しないということについては、龍ヶ崎のほうの事務局が、弁護士のほうと打ち合わせをして決めたお話でございます。ですから、一般の会社はどうですかということとはわかりませんが、龍ヶ崎の流通センターに関しては議事録は出ないということになってございます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 第三セクターが全国でかなり倒産しているんですよ。それは行政がかんでいるけど、正直こういうふうに行行政がかんでいる第三セクターというのは無責任なんですね。だから全国潰れるんですよ。

皆さん、関心がある人はネットで調べれば、第三セクターがどんどん潰れています。こんな無責任な経営をやっているからなんです。だから、利根町もそれを知りながらちょっと情けないね、これから第三セクターには利根町は一切金を出せないですね、と私は思います。だって町民にも説明がない、直接株主じゃないからです。

あと、常識で考えて現金預金が今幾らあるのかオープンにできない、それは何の根拠、法人に利害が及ぶ、潰れて廃止している会社がどこにミスがあったのか、そういうことを検証しようという、私はそういう検証しようという立場ですよ、今さら廃止したんだから、あとはどういう経過をたどって同じようなミスをしないように、今後のために調べたいと、それだけです。全国の第三セクターがどんどん潰れているのは、そういう無責任な行政がかんでいるからですよ、私は思うんです。これは意見、討論になっちゃうからやめますけど、だけどそういうあれはやってもいいと思いますよ。

龍ヶ崎市長よと、あんた今後のためにもオープンにして模範的なやめ方をしたほうがいいと思いますよ。何か隠すようにして、自分たちがいい加減なことをやってきたことを隠すようにしてやめるのはやめた方がいいと私は思うのです。本当の友達だったら、そういう意味では龍ヶ崎もお世話になっているんだから、これは余計なことだけど、市長室長は位が上るという話も聞きましたね。こういうダーティーな仕事というか、みんなから嫌われる仕事をやったからワンランク上げてやろうかと、これは余計な話だけど、そういうあれは……（「憶測ですよ」と呼ぶ者あり）いやいや憶測じゃないですよ、私は龍ヶ崎市に聞いたんですよ。

だから、そういう切れない教訓を、教訓を残す、ちゃんとわかるような処理を利根町としてはしてほしいと思いますね。

まあいいや、議論になっちゃうから、質問じゃないから、以上です。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 4 9 分休憩

午後 3 時 0 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6 番通告者，10 番若泉昌寿議員。

〔10 番若泉昌寿君登壇〕

○10 番（若泉昌寿君） 皆さん、こんにちは。傍聴の方には昨日に引き続き多くの方が傍聴していただきまして、ありがとうございます。

今回、私、3 点について通告してございますが、1 点目につきましては、昨日高橋議員、並びに坂本議員のほうから出ております。それで町長の考え方は全てとは言いませんが、大体わかっておりますので、それは時間がありましたら最後にやりますので、町長、よろしくをお願いします。

それでは、2 番目の株式会社きずな農場の事業進捗状況についてお伺いをいたします。

事業主、きずな農場が事業の計画を立てて行うことになっている利根ニュータウン前22ヘクタールの進捗状況、また、それに旧東文間小学校で行う野菜工場の進捗状況を伺います。

特に東文間の野菜工場、これは今度の平成28年度の補正で590万何がし減額補正が出ております。これはどういうことかと言いますと、東文間小学校の野菜工場きずなは、手を引くということなので、結局賃貸が590何万円なんです。それが減額されますので、それに関しまして詳しく説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

株式会社きずな農場の事業の進捗状況についてということでございますが、まず利根ニュータウン前22ヘクタールの進捗状況は、この農地を買収いたしました株式会社きずな農場によりますと、事業の遅延の要因は代表取締役の方が病気のため、社長業を継続することが困難となり、体制の立て直しに時間を要したということで話を聞いております。

なお、現在は新社長が決まり、来年度初頭に造成工事を行うべく、茨城県との事前協議に入る予定とのことでございます。

次に、事業の進捗状況についてでございますが、昨年1月に利根町土地利活用推進協議

会において、6次産業拠点施設としての活用が承認されましたが、きずな農場側からは、まずは利根ニュータウン前の22ヘクタールの土地の活用から始め、その事業が軌道に乗るのは3年はかかる予定であるため、その後に旧東文間小学校の跡地利用も考えるとの回答があったことから、今後は事業の進捗状況を見極めながら、跡地利用を振り出しに戻すことも視野に入れて、建物の活用について再協議しなければならないと考えております。

それで、600万円弱の賃貸料については、おととの予算編成中にきずな農場に言ったところ、来年4月から借りる予定であるということで予算に計上したところではありますが、今説明を申し上げましたとおりの状況でございますので、減額補正をしたということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） まず、旧東文間小学校跡地のほうからちょっと質問させていただきませんが、今回の平成28年度の補正で土地建物借地料が594万5,000円、これを減額補正ということは、そのように説明がありましたよね。それはなぜかということは、東文間小学校のほうは手を引くんだと、ですから減額補正するんだと、そういう説明でしたよね。これは企画財政のほうからそういう説明がありましたので、私はそのように認識しております。

しかし、今、町長の答弁ですと、来年契約をするという話なんですけれども、何か私理解ができないんですけれども、なぜ、ことし平成28年度で減額して、また来年新たにとって、わずか1年足らずでまた契約を考えているということ、その辺がちょっと理解できないんですが、これはどういうことなんですか、ちょっとお願いします。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） ただいま町長のほうから答弁がありましたけれども、その中で、まず4月から契約ということなんですけれども、それは昨年4月からということでございます。

まず整理しますと、昨年の土地利用活用協議会で承認後、2月に議会のほうにご説明したかと思えます。その後、契約締結という作業に入ったわけなんですけれども、その段階で当初予算で予算を組んでおりました。それは4月から契約を締結するという見込みでございます。そのことかなと思えます。

その後、会社のほうとやり取りをしていたところなんです、町長のほうからご説明があったとおり、代表取締役の方が病気等により社長交代ということがございました。それでなかなか契約締結に至らなかったと。再度、きずな農場と何回かやり取りをしたんですけれども、一番直近の話で申し上げますと、ニュータウン前の22ヘクタールの土地の活用から始めると、東文間小学校については、その後、3年はかかる予定であるということで、東文間小学校の跡地はその後に考えるということでもございました。

町といたしましては、東文間小学校をそのまま放っておくと、老朽化であるとか、賃貸

料が入らないという状況になります。先行き不透明でございますので、町としては、もしきずな農場のほうが手を引くということでございましたら、早急に土地利活用協議会のほうを再度立ち上げてまして、また新たな企業等からの利用の募集を行っていくということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 先ほどの町長の答弁ですと、結局22ヘクタールのほう、また東文間のほうも考えるという答弁があったかと思うのですが、今の企画財政課長の話ですと、このまま旧東文間小学校を置いておいたのでは老朽化で使い物にならなくなっちゃうから、再度利活用協議会を立ち上げて何とかしたいって、そういう考えなんでしょう。

ということは、今の課長の答弁ですと、じゃあ切り離してニュータウン前の22ヘクタールはきずなにやってもらって、こちらは見切りをつけるんだよと、そういう考えに聞こえるんですけど、そうではないんですか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） ニュータウン前のほうを、まず作業に入るということでございましたので、きずな農場のほうから正式にやめるという申し出があれば、すぐ次の借り手探しを行うということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） だから、あればと言うけど、先ほど町長がきずな農場は22ヘクタールのほうは引き続きこれから事業計画してやっていくんだと、その後もあれだったら東文間のほうもやりたいよと、そういう答弁を町長はしていたんですよ。

それで今の課長の話だと、全く切り離して、東文間はこれから利活用協議会を開いてどこか探していくんだよと、そういう話に聞こえるんだけど、そうじゃないんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私のほうから説明をさせていただきます。

私、先ほど申し上げましたとおり、「跡地利用を振り出しに戻すことも視野に入れて」というふうに答弁をしております。これは建物の活用についても再協議しなければならないと申していますし、平成29年度の予算特別審査委員会でも、審査委員会は終わりましたけれども、それにも去年は594万5,000円の予算を計上してあります。それで、今説明した事情で減額補正したと、平成29年度の予算にはそれは計上しておりませんので、それで私の今の振り出しに戻すことも視野に入れてという答弁になったということでございます。何ら飯塚企画財政課長と私の言っていることが食い違いがあるとは思いませんけど。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） そういう考えなら、ここで東文間小学校ははっきりきずな農場のほうに、1回返すわけなんですから、もうやりませんよと、そういう話があったわけでしょう、ですから減額補正するわけでしょう、ですから東文間小学校のほうは、きずなさ

んもういいですよ，うちの方でまた再度どこか事業をやってくれるところを探しますからとはっきり言い切ったほうがいいんじゃないですか，そう思いますけど。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） この間，社長が来たときは，私は行き会わなかったんですけども，はっきり白紙に戻してくれとは，課長のほうでは言わなかったということで，状況に応じては，私のほうからはっきり白紙に戻すということは言うつもりではおります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ですから，ちょっとあやふやなんだよね。あやふやなんですよ。

ここで考えも，町は町の考えで，よくきずなと話して，そういう状況だったら東文間は切り離して新たに見つけるのがベターだと思いますよ。このままずるずるやっても，また再度やってくれるのかどうかって，そんなこと視野に入れながら考えてやっていたのでは，老朽化が進むだけなんですから，ここで思い切って，それで22ヘクタールのほうをしっかりとやってもらい，そういう考えのほうがいいと思いますけど，そういう方向でぜひとも進めてもらっていただきたいと思います。

それで，町の考えとしては，再度協議会を立ち上げるということなんですね。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 今のところは，全てが予定でございますので，最終的に東文間小学校を使わないということになりましたら，きずな農場のほうから文書でいただく予定でおります。それが一番はっきりする方法かなと思っております。

それを，早めに結論を出してくれということで要請をする予定でおります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） できるだけ，この東文間小学校の話は一日も早くけじめをつけて，向こうでやらないならやらない，それで町のほうは再度別なことを考えて新しい事業主を探すというのが一番最高のことかなと思いますので，その点はぜひともよろしく願いします。

それで，ニュータウン前のほうなんですけど，ここで確認なんですけど，現在のニュータウン前22ヘクタールの土地の持ち主はどこなんですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 今現在，22ヘクタールの所有はきずな農場の名義になってございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） きずな農場が地主ということ，固定資産税のほうはどうなっていますか。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 固定資産税に関しましては，守秘義務がございますので，個

人情報ですので申し上げることはできません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 個人情報ね、今は本当に何事も個人情報、個人情報で私には個人情報というのは余り、どうなのかなと思うのですが、これはしようがないですね。

それはそれでいいとして、以前にも我々議員に対してきずなさんのほうから説明会がありましたね。議員の皆さんもほとんど出席していますからご存じだと思いますが、そのときの町長も出ていました。そのとき、これからの計画とか何かいろいろ聞きました。もちろんそのときには、旧東文間小学校もこうするんだ、ああするんだということも説明がありました。ああそうか、これはこのように東文間を利用するんだなど、我々思っていましたけれども、それで、そのとき私、町長はそれはそんなこと言わないよと言うかもしれませんが、別に議事録とってありませんから、最後にきずなさんに、「そんなに慌ててやらなくてもいいですよ」って、町長、そう言うんですよ。だから私、逆に言いましたよ、「えっ、何言っているんですか、22ヘクタールの土地は20年以上も遊んでいるんだよ、ですから、きずなさん、一日も早くやってくれよ」って、私、そのように言いました。

議員の中に覚えている方もいると思いますけれども、これは議事録に載っていませんから、町長がこれは言わない、私は言った、そうなっちゃうと駆け引きでどうしようもないのですが、ですから、その辺が私ちょっと、このきずなに関しては何かこの事業の進め方が遅いんですよ。

例えばの話、今回、代表の方が病気になったと、それは本当にお気の毒ですよ、病気になったから、例えば、東文間のほうの事業が進めなかったとか、その挙げ句はやれませんか、そういう感じなんですよ。

ただ、きずな農場というのは社長1人じゃないと思うのです。社員どのぐらいいるか、私は知りませんが、社長が病気になっても、そのほかに社員の方がいると思うのです。それで社長が病気になったからと言って事業の進め方が遅くなったとか、それは何か理由にならないと思うのです。

その辺のきずなの進め方がちょっと、本当にやる気があるのかなのか、そんな感じもするし、また、町のほうも今まで20何年も遊んでいるんですから、一日も早く何とかしてくれよって町のほうからきずなに対して強く要望というか、そういうふうに話してくれてもよさそうなんです、あのときの町長の話は、そんなに慌てなくてもいいんだよなんて、そういう話ですから、エーっと私は思った。町はどのように考えているのかわかりませんが、そう言えば、いやそんなことはない一日も早く事業をやってもらいたいと、そういうふうに答弁はすると思いますけれども、町長、そのときそのように言ったんですが、覚えていますか、一言。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） その考えには、今でも変わっておりません。

というのは、私はきずなのほうに一日も早く着手をしてくださいよと、ただ22ヘクタールで6次産業の開発を今のきずなというグループ会社で一遍にやろうとしても無理なので、それで段階的にやってくださいよという意味でそう言ったんです。その考えは、今でも変わっておりませんし、一日も早く着手をしてもらいたいという考えも変わっておりません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 事業は一日も早く着手でも、一日も早くやってくれ、同じことでしょう、それは。違うんですか。その言葉の言い方、着手でも何でも、やることには同じでしょうよ。ですから町の代表なんですから、この利根町を預かっている町長なんですから、そのくらいのこと、言葉としてそういうことを言うべきかね、私はそうじゃないと思いますけどね。

だから、我々には、何かやる気があるのかないのかって、そういう感じになっちゃうんですよ。ですから、これからやるということなんですから、町長のほうもどんどん早くやってくれて、そういうことをお願いして一日も早く何とかしてもらいたい。

それでなくても、埋め立てとか何かやるまで3年もかかる、事業が始まるまでやったら何年ぐらいかかるかわかりませんが、事業がこれから進んでいって埋め立てて、傍聴の皆さんもいますから、埋め立てて事業に入っていくまでにどのぐらいかかると思いますか、経済課長、わかりますか。埋め立てが決まってやるとしたら。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） きずなの事業、どのぐらいかかるのかということなんですけれども、まず22ヘクタール、これ水田のままですら多分すぐ使えるのかなと思うのですが、とても水田として使うということではなく、畑作物をやるという計画がございますので、どうしても埋め立てが必要。そうすると埋め立てには、ただ土を持ってきて入れればいいのかというと、そうはいかないですよ。面積が小さければ町のほうの許可も必要ですし、面積が大きくなれば県の知事の許可をもらわないと土も入れられないという状況です。

その申請に、とりあえず、4月以降、事前協議に入るということを聞いております。ですから、その許可がいつごろおりののかというのは、ちょっと私どもではわかりませんので、いつになるということは言いづらいんですけれども、ただ、22ヘクタール単純に1メートル盛ったにしても22万立米、相当な量ですよ。そうすると、これ1年ではとても埋まらないし、じゃあ2年かかるのか、3年かかるのか、それもちょっとやってみないことにはわからないという状況がございますので、期間については今のところ結構かかりますねということのご返答になろうかと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 我々素人でも、これから埋め立ての許可とかいろいろありますから、それを受けてから埋め立てをやって事業に入るまでは、最低でも5年ぐらいかかる

のかなと、そんな感じを私も持っています。ですから、これからまだまだ事業が始まるまでは大変だなと思います。

それで、これも私、前に聞いた話なんですけど、埋め立ての土、どこから持ってくるんだと言ったら、今リアモーターカーが名古屋まで行く、あれ品川始発なんです。それで当然地下ですから、その地下の土を、あれは無料だから、それを運ぶんだと、そういうことも聞いたことがあります。これは聞いた話だから、私、決定的なことじゃないですから、それはわかりません。そういう話も聞いています。ですから、今現在ではまだ埋め立ての許可も出ていないのでしょうから、埋め立てる土、どこから持ってくるか、それもまだ決まっていなくて、いずれにして、まだ年数はかかりますよね。そういうことですよ。

それで、問題は、私も何回となくニュータウン前の土地に関してはやっています。どうということかと言うと、夏はヨシが我々の背丈以上に22ヘクタール全面的に、浄化センターに行く農道から先は見えないような状況、それほどなんです。そのまま置いておいたら、今の現状は大体1メートルちょいぐらいの高さなんですけど、ヨシがびっしり生えて、あれがもし火災になったらどうなるのか。ですから、あそこの住民の方、羽中が多いんですが、心配しています。

私、よく言われますよ。「若泉、あれ困るよ、よく刈ってもらいなさいよ」と、しかし今はきずなになりましたけど、前は兼松が持っていましたよね、そうすると兼松はなかなか刈ってくれない。年に1回ぐらい何とか刈ってくれるような状況だったのね、ですから、これから、今、課長が言うように何年かかるかわからない、そういう状況なんです。ぜひとも年に2回ぐらいは刈っていただけるように、これは町が強く要望してもらいたいんですよ。でないと、とてもじゃないが、本当に夏は暑苦しい、冬は冬で火が心配で大変なんです。そういうことなんですけれども、町長のそのことに関しての答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 夏場の草刈りに関しては、今までも兼松が持っていたときにも、今度きずなになっても、これからも地元の地域住民に迷惑かけないように、かけない程度に草刈りはやってもらうようお願いするということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今までは迷惑かけない程度にやっていたと言うけれども、現にかけているんです。この一般質問で草を刈ってくれとか何とか2回くらいやっていますから、それが、伸びてきたな、草刈ってありますといったら、私ここでなぜ一般質問をやるんですか。やってくれないから、私はそのように過去やっているんですよ。たしか高橋議員もやったんじゃないですかね。いずれにしたって、来年度あたりから事業が始まって埋め立てるといふなら、この心配はなくなるんですよ。しかしまだ何年も先、あのままの状

態なんですから、草は年々生えてきますから、伸びますから、ですからぜひともこれだけは年に2回刈ってもらうように、きずなさんをお願いしてくれることを、町長、ぜひともお願いします。

きずなに関しては、これで終わります。

次、町民運動会の開催について質問させていただきます。

町民運動会は、10年ほど前から参加者が非常に少なくなってきました。現状の参加者は小中学生及び団地の方だけの参加者になっています。最近は大学もできましたので、大学生、それと筑波大学の方が10名ぐらい参加していますが、三、四年前からは団地の方々の参加も少ないようです。この辺で町民運動会をぜひ見直してとも思いますが、町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、お答えいたします。

町民運動会は利根町のスポーツの祭典としまして、町民の一層の融和を図り、心身の健康保持、増進のために昭和47年から開催しております。平成27年と平成28年度の町民運動会は、会場であります利根中学校の大規模改造工事の関係で、両年とも5月に開催しております。来年度につきましては、例年どおり10月開催を予定しております。

若泉議員におかれましては、最近では平成25年6月議会と平成27年3月議会で町民運動会に対する一般質問を通じ、さまざまなご提言をいただいております。非常に町民運動会に対して愛されているなということを感じます。

町民運動会の全体の来場者、数字的なものですが、正確な統計はとっておりませんが、種目ごとの延べ参加人数の統計はとっておりますので、その人数について申し上げます。

平成25年度2,045人、平成26年度2,166人、平成27年度1,887人、平成28年度が2,088人となっております。平成27年、平成28年度で若干人数が減少しているのは、この2年間とも5月開催になった関係で、幼稚園等の鼓笛パレードとかのアトラクションが参加できなかったために、前倒ししたもので5月ぐらいでは練習が不徹底で参加できなかったのも、保護者の方々とか見学に来られる方々等が少なくなった原因があるかなとも思われます。

また、来場者の集計であります。チラシ配布枚数やスタッフ等を考慮しまして、今年度の町民運動会には900人程度が来場されたと推計しております。こうした数字を見ますと、若泉議員ご指摘のとおり、町民運動会の参加者は若干減少傾向にあると思います。

この町民運動会の参加者が減少している要因には、第1には少子高齢化や人口減少の問題が挙げられると思います。ピーク時には4,000人以上いた小中学生が現在は1,000人程度に減少して、人口も1万6,700人に減少して、高齢化率は40%に迫る勢いになっています。

第2の要因ですが、地域コミュニティーの衰退でございます。地域コミュニティーは伝統的に自治会、町内会、子供会等が担い手として位置づけられておりましたが、自治会の

役員や世話役を引き受ける人の減少，地域コミュニティーのルールに従わない人の増加などにより，地域の活性化が衰退していると思われます。

また，最近では若年層世代での自治会への入会辞退が多くなっており，自治会の機能低下が叫ばれ，こうした状況で地区としての町民運動会参加者の減につながっていると思われます。

町としましては，町民運動会は長年続いてきた町伝統行事として捉えておりますので，これからも開催をしていきたいと考えております。議員ご指摘のとおり，時代に合った町民運動会とするために，さまざまな見直しをすることは極めて重要であると思ひます。これまでも高齢者や障害のある方を対象とした参加種目等の導入を図ってまいりましたが，これからも各種団体や町民の方のご意見を取り入れながら，魅力ある町民運動会を目指していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いろいろ詳しく答弁していただき，ありがとうございます。

それで，町長に一つ聞きたいんですけども，町民運動会，今，教育長のほうからいろいろ出ましたね。それで，今，参加する人たちというのは大体町長もわかっていると思ひます。例年出席しているですから，私ももちろん出席していますが，私は町民運動会というからには，利根町全体の人たちが，全員とは言いませんよ，各集落とか団地とか小学生，中学生，そういう人たちが一堂に集まって楽しむのが町民運動会だと，今の町民運動会は違うんですよ。冒頭に言いましたように，小学生，中学生，団地，その団地でも今は半分ぐらいしか出席していませんから，ことしもしやるとしたら，利根ニュータウンも欠席ですから，それで町民運動会と言えますか。

特に私の言いたいのは，旧集落，今どこかで出席している集落，参加している集落はありますか。それで町民運動会，町民運動会と，ですから名前は町民運動会でもいいですよ，それで今，教育長も見直すと言っていました。これは，ここ二，三年じゃないんです，こういう傾向は。ですから私，前から言っていますよ，何とか見直してくださいよって，生涯学習課長にも言っていますよ。そういうことに対して，区長会とかいろいろな団体があります。そういう方たちと，どのようにしたら利根町全体の町民運動会が以前のような町民運動会になるか，それを検討してもらいたいと私は言っているんですよ。

それで今教育長は，まだこのまま町民全体の楽しみのあれですから続けますと，見直しをやりますと。その見直しということはどのようにやるのか，これは町長でも教育長でもいいですから，どのように見直しを図っていくのか答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） ありがとうございます。議員ご指摘のとおり，町民運動会ですから，町民のほとんどの方が参加してくれることを望みたいと思うのですが，いろいろな諸事情があつて参加できない方もいらっしゃると思うのです。そういう中で見直しを図る

ということを先ほど言いました。今現在よりも、ことしよりも来年、来年よりも再来年、そのような見直しが効果を上げて参加者がふえるように、各自治体及び関係者と協議をしながら、その方向性を決めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 参加者が少なくなった原因というのは、言われればああそんなんだなと思うかもしれませんが、要するにリレーなんです。以前は各集落、団地、リレーにほとんど出ていましたよ。それが一つの運動会の華なんです。各集落でもリレーに出れば、皆さん、区長初め役員の皆さん、それから、リレーの選手、それに家族の皆さん、みんな来てくれるんですよ。これは団地もそうだし、みんなそうなんです。ところが今はリレーができなくなっちゃったんですよ。皆さんご存じでしょう。それは何が一番原因かと言ったら、駆ける人が少ないんですよ。リレーをやりたくても組めないんですよ、以前は小学生から中学生、青年、壮年、お年寄り60歳とか、その辺まで駆けていましたよね。そういうのが今は組めないんですよ。今組めるのは一部の団地なんです。

そういうことが参加できないから、特に集落はじゃあ参加するのよそうかと、それが最大の原因なんです。ですからそのリレーにかかわって各集落で参加できるような、そういう種目を考えて、皆さんぜひどうぞ町民運動会に参加してくださいと、町のほうで率先して考えなければいけないんですよ。運動会を見直すということ、私はそういう意味で言っているんです。

それは本当の参加できないのはリレーだと、私は思いますけど、課長はどのように感じていますか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町民運動会のリレーにつきましては、最近の参加チーム、参加自治体の数で言いますと、平成26年度、平成27年度、平成28年度、いずれも5チームずつ、以前は午前中に予選会をやって、午後から決勝というパターンがあったんですが、最近はいきなり決勝で参加チームも5チームと少ない状況になっています。

かつては町民運動会では地区対抗リレーが運動会の花形種目となっておったんですけれども、参加人数が集まらないということがございまして、人気種目ではありますけれども、参加チームが少ないと、これまでも人数を減らしたりしておったんですけれども、なかなか集まらないということがございまして、今後見直すとすれば、リレーももちろん必要ですけれども、もしくはリレーを廃止するか、もしくはリレーにかかわる何らかの集落対抗的な要素を含めた競技などを含めれば多少違ってくるのかなと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長は長い間やっていますから、確かに自覚しています。ですから、まさにそのとおりなんです。以前は町民運動会、各集落で集まってテントを張っ

て、そこでリレーの選手の方を見守りながら応援していましたよ。これはいいことか、悪いことかわかりませんが、一つの町民運動会のお祭りですから、そこで少しビールを飲む人もいますよ、そのビールを飲んでけんかやったりとか、どうこうとか、そういう事件はなかったと私は記憶しています。以前はそのようにぎやかな町民運動会だったんですよ。ところが今は本当にごく一部の人だけで、本当に平成25年度は2,045人、これは延べ人数ですから、一人一人の人数じゃないですから、延べ人数で2,100人とか1,800人とか2,400人とか、そういう延べ人数なんです。実際に参加しているのは、私は1,000人くらいかなと。

じゃあ今の町民の人口は幾らいるんですか、1万6,000人でしょう。1万6,000人で1,000人ということは16分の1しか参加していないということなんですよ。それで先ほど教育長から高齢化という話もありました。しかし以前は高齢者のテントが張ってありましたね。そこには本当に高齢者の皆さんも何十人もそのテントに入って楽しく1日を過ごしていた。ところが、今、テントはあります。高齢者用のテント、何人いますか、せいぜい10人から15人、その程度ですよ。

ですから、そういうところを町はよく見極めてどうしたら、町民運動会をここでやめるから私何も言いません。やめるということは、私は賛成ではありませんから、ここで見直すということをよく考えてもらいたい。先ほど言いましたように、まずは区長会ですよ。区長会に諮るんです。区長会に諮って、区長会の皆さんに昔の町民運動会に、あのぎやかな町民運動会に戻したいんだけど、皆さんどうしたらいいでしょうかと、そういうことを諮るんですよ。

あとは体育協会とか皆さんお世話になっている人、各種団体、学校のほう、それとよく相談をして、どうしたら町民の皆さんが一日楽しく、仲良く楽しめるような運動会になるかということを検討してもらえれば、まだそれは利根町の町民運動会として生きてくるんですよ。今のままだったら、このままやるんでしたら、私はかえってやめたほうがいいと思います。このまま何も考えないで、町が努力もしないで、考えないでこのまま続けるというならば、かえって私はやめたほうがいいのかなと、そんな考えを持っています。

町長、ここで一つ、私今まで話しましたがけれども、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

今、若泉議員がご指摘のとおり、区長会あとは老人クラブ連合会、そこらと協議して、なるべく多く町民の皆さんが町民運動会に出ていただくように協議していくことが、人数来てもらうには、それがいい方法かなと、私もそのように思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 特に区長会とか老人会とかいろいろそういうところと検討して、

よく話し合って、皆さんが楽しめるような町民運動会に、再度してもらいたいと思います。それには教育長も学校関係のほうはぜひともそのようにしてもらいたいなと思います。

やっぱり長い間続いている運動会なんですから、何とか秋の一日、秋とは限りませんけれども、この前は5月にやりましたけれども、特に秋の一日、楽しく皆さんと運動できるような、そういうことを考えたらいいのかなと思うのです。

名前は町民運動ですから、運動会と言えば確かに体を動かすとか、そういうことが当然なんですからけれども、例えばの話、各集落、団地に相談しての話なんですけど、仮装大会とか、そういうことだったら別に運動しなくても集落で参加できるわけなんです。

今は仮装というより、人形をつくったり何かしているの、あれは文化祭ですか、文化祭でやっていますよね、それで投票したり何かして人気がありますよね。そういうことも考えればいいですよ。仮装大会をやったらどうでしょうか、そしたら集落の皆さんでも、お年寄りの方でも、子供でも参加できるわけですから、それで一応投票して1位、2位を決めるとか、そのような感じでもっていけばいいのかなと思いますけれども、これには、まずは執行部の町のほうから各団体、区長会とか、そういうところに真剣に話を持ちかけて、それで皆さんとよく検討してやってもらいたいなと思いますが、課長、どうでしょうか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

町民運動会につきましては、町民が一堂に会しまして行政区を超えた高齢者から子供たちまでが交流できる数少ないイベントと考えております。また、先ほどの教育長の答弁のとおり、町民運動会は伝統ある行事なので何とか続けていきたいと考えております。

今お話のありました見直しのことにつきましては、昨年度は11月に町民の方から提言がございまして、運動会の今の内容ですと高齢者が多いのでぜひ見直してほしいと、例えば、レクリエーション的な要素を取り入れてカラオケ大会でも結構ですし、そういったレクリエーション的な要素を取り入れた催し物にしてほしいという提言がございました。

今後、この運動会の活性化については集落の協力がぜひとも必要でございますので、区長会ですとか、あとは町長がおっしゃった老人クラブですとか、社会教育委員ですとか教育委員とか、そういった方の意見を聞きながら魅力ある運動会にしたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ですから、あくまでも町民運動会是一个の駆けたり、そういうことが主なんですけれども、駆けられる若い人には走ったりいろいろな競技、そういう競技は残しておいて、また、今課長も言っていましたけれども、年寄りでも参加できるような、そういう種目をよく考えて、町全体の人たちが参加できるような町民運動会に、ぜひとも、また取り戻してもらいたいです。ぜひとも教育長よろしく願います。町長、よろしく願います。

それではちょっと時間がありますので、一番最初に私が通告しております、これまでの町政の取り組みについてということを少し質問したいと思います。

それで、私も町長自身が計画を立て、予算を組んで事業を行い、予定どおり成功した事業を伺いますと通告してありますけれども、これはきのう聞きました。ですからこれは結構でございます。

2番目として、町長自身、4年間に計画を立て事業を行っているが、道半ばの事業があるのか、また、町長自身が何としてもやりたい事業はあるのか、これもこれから防災関係とかこれからやっていきたいんだよということで、それできのうですか、やり残した仕事もまだありますので再度出馬しますということを正式にこの場で表明しました。きょうの新聞に、3社くらい載っています、毎日、読売、茨城新聞に載っています。ですから、恐らく利根町民の大方の方は遠山町長は5期目にまた出馬するんだなということは、皆さんも大方の方はご存じだと思います。ですから、出るからには、ぜひとも町長にまたやってもらいたいと思いますが、一つ不安材料があるんですが、実は一つの怪文書ですが、私のところへも来ました。皆さんのところにも来たと思いますが、町長はそれをご存じなのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 役場の担当各課にも来ていますので、見ております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それで、私も内容は読みました。その中身はどういうことかと言うと、今の町長には任せておけないと、一言で言ったらそういう感じのことなんですよね。今までの4年間で町長はこうだああだ、こういうことはこういうふうに来てきた、こうだ、そういうことなので、はっきり申しますと、町長に対してのお褒めの言葉というのは書いていないのかなって、私は受けとめたんですが。

○5番（新井邦弘君） 議長、質疑趣旨違いますよ。怪文書のことなので、質問時間もつたいないですよ。これ、認めるんですか。

○議長（井原正光君） 今、発言しているんだから、あとは答えるか、答えないかの話なんだよ。

○5番（新井邦弘君） おかしいんだよ。

○10番（若泉昌寿君） いや、要するに議長がとめると言うんなら、ただ、私言いたいのは、新井邦弘議員、私が言いたいのは、ね、町民の方からそういう文書がまかれているわけですから。

○議長（井原正光君） 議員同士のトークじゃなくて、執行部のほうに。

〔発言する者あり〕

○10番（若泉昌寿君） そういうふうに町長のことに対してまかれているわけですよ。ですから、それ町長はこれからも出馬してやっていくんだよという、そういう表明してい

るわけですから、ですからそういう住民の中ではそういう考えの人が、一人や二人じゃないと思うんです。そういうことに関して、これからやっていくことはどうなんですかというのを聞いたかったから私は言ったまで、町長、それに対して、あとはいいですよ。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 怪文書ですので、あくまでこれは記名式であれば幾らでも返事できます、文書に対して、無記名でありますので、それで怪文書というのはいいことは書いてありませんので、それで怪文書をもとに、この正式な本会議場で怪文書をもとに質問するというのは、これは議会ルールに違反しますからね。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いや、ただそれをちょっと聞いたら、議長がとめればいいんです、議長とめないから、これはしょうがないですよ、ただ、私は逆に、逆に心配で聞いているわけですからね、だからやったんですからね。

別にそういうこともありますから、しっかりとやってくださいよという意味で、私は質問したんですよ。わかりましたか。

これ以上は私は何も言いませんから、ね、議長にもご心配かけますから、何も言いません。これで終わります。はい、終わります。

〔発言する者あり〕

○10番（若泉昌寿君） えっ、上手だ、何が上手なの。

○議長（井原正光君） 怪文書については答えないと言っているんだから、それでいいの。若泉議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

あす3月10日から3月12日までの3日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月10日から3月12日までの3日間は、議案調査のため休会とすることで決定しました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回3月13日は、午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時54分散会